

## 宗像市自治公民館建築補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、地域のコミュニティの拠点施設である自治公民館（以下「公民館」という。）を整備充実するため、公民館の新築、増築、改築、増改築及び改造（以下「新築等」という。）に要する経費の一部を補助する自治公民館建築補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに公民館を建てる（建替え等を含む。）ことをいう。
- (2) 増築 既設の公民館に増設して建てる（増築）ことをいう。
- (3) 改築 公民館の一部を除去して、引き続いてこれと同規模のものを建てる（改築）ことをいう。ただし、修繕等を除く。
- (4) 増改築 同一の公民館において増築及び改築を同時に行う（増改築）ことをいう。
- (5) 改造 高齢者、障害者等の使用に適するように公民館内及び敷地内の改造（改造）をすることをいう。

## (補助対象)

第3条 補助の対象となる公民館は、一の自治会（宗像市地区設置規則（平成17年宗像市規則第23号）別表の自治区域内に掲げる各自治区域で、その区域を総轄する住民自治組織をいう。）につき1館とする。ただし、市長が歴史的経過その他相当の理由があると認めたときは、この限りではない。

## (補助対象経費)

第4条 公民館の新築等に対する補助対象経費は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 公民館を新築、増築、改築及び増改築するとき 建築工事及び電気、ガス、給水等の附帯工事に要する経費。ただし、修繕等に係る工事に要する経費を除く。
- (2) 公民館を改造するとき 前号に規定する経費並びに手すり及びスロープ設置工事に要する経費

## (補助基準)

第5条 公民館の新築等に対する補助基準は、別表に定めるとおりとする。この場合において、補助金額を算定する面積は延床面積によるとともに、工事単価が同表に定める基準単価を下回る場合は、工事単価をもって基準単価とする。

## (補助金額)

第6条 公民館の新築に対する補助金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 申請をした面積（以下「申請面積」という。）が基準面積以下のときは、申請面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額とする。
- (2) 申請面積が基準面積を超えるときは、基準面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額に超過面積（新築等をした後の総面積から基準面積を引いた面積をいう。以下同じ。）に基準単価を乗じて得た額の10分の1の額を加えた額とする。

2 公民館の増築、改築及び増改築（以下「増築等」という。）に対する補助金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 増築等をした後の総面積が基準面積以下のときは、申請面積に基準単価を乗じて得た額の2

分の 1 の額とする。

- (2) 申請に係る部分以外の面積（以下「申請以外の面積」という。）が基準面積未満であり、増築等をした後の総面積が基準面積を超えるときは、基準面積から申請以外の面積を引いた面積に基準単価を乗じて得た額の 2 分の 1 の額に超過面積に基準単価を乗じて得た額の 10 分の 1 の額を加えた額とする。
  - (3) 申請以外の面積が基準面積以上であるときは、申請面積に基準単価を乗じて得た額の 10 分の 1 の額とする。
- 3 公民館の改造に対する補助金額は、申請をした数量又は申請面積に基準単価を乗じて得た額の 2 分の 1 の額とする。
- 4 前 3 項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公民館の新築等に係る事業収支予算書
  - (2) 公民館の新築等に関する事業計画書
  - (3) 公民館の新築等に関する設計書
  - (4) 公民館の平面図
- 2 前項の申請は、事業を実施しようとする前年度の 10 月 31 日までに行わなければならない。ただし、公民館を改造するとき及び市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定）

第 8 条 市長は、前条の規定に依る申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、当該公民館の工事が完了したときは、直ちに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行前に宗像市自治公民館建築補助規程（平成 9 年宗像市規程第 1 号又は玄海町公民館施設の新築及び増改築等に対する補助金の交付に関する条例（昭和 61 年玄海町条例第 5 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日告示第 35 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日告示第 37 号）抄

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 月 日告示第 号）  
この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助基準

区分	基準単価	基準面積
新築		
増築		
改築		
増改築		
	手すり（屋内用）	1 メートル当たり 15,000 円
	手すり（屋外用）	1 メートル当たり 45,000 円
	スロープ設置	1 平方メートル当たり 125,000 円
	その他	—

宗像市自治公民館建築補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 改造 高齢者、障害者等の使用に適するように公民館内及び敷地内の改造をすることをいう。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 公民館の新築等に対する補助対象経費は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 公民館を新築、増築、改築及び増改築するとき 建築工事及び電気、ガス、給水等の附帯工事に要する経費。ただし、修繕等に係る工事に要する経費を除く。</p> <p>(2) 公民館を改造するとき 前号に規定する経費並びに手すり及びスロープ設置工事に要する経費</p> <p>(補助基準)</p> <p>第5条 公民館の新築等に対する補助基準は、別表に定めるとおりとする。この場合において、補助金額を算定する面積は延床面積によるとともに、工事単価が同表に定める基準単価を下回る場合は工事単価をもって基準単価とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 改造 高齢者、障害者等の使用に適するように公民館内の改造をすることをいう。</p> <p>(補助基準)</p> <p>第4条 公民館の新築等に対する補助基準は、次に定めるとおりとする。この場合において、補助金額を算定する面積は延床面積によるとともに、工事単価が第2号に定める基準単価を下回る場合は工事単価をもって基準単価とする。</p> <p>(1) 基準面積 200平方メートル</p>

(補助金額)

第6条 (略)

2 公民館の増築、改築及び増改築(以下「増築等」という。)に対する補助金額は、次に定めるとおりとする。

(1)~(3) (略)

3 公民館の改造に対する補助金額は、申請をした長さ又は申請面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額とする。

4 前3項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 (略)

2 前項の申請は、事業を実施しようとする前年度の10月31日までに行わなければならない。ただし、公民館を改造するとき及び市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 (略)

(実績報告)

第9条 (略)

(雑則)

(2) 基準単価 1平方メートル当たり125,000円

2 前項の補助対象となる工事は、建設工事及び電気、ガス、給水等の附帯工事とする。ただし、修繕等にかかる工事を除く。

(補助金額)

第5条 (略)

2 公民館の増築、改築、増改築及び改造(以下「増築等」という。)に対する補助金額は、次に定めるとおりとする。

(1)~(3) (略)

(交付申請)

第6条 (略)

2 前項の申請は、事業を実施しようとする前年度の10月31日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 (略)

(実績報告)

第8条 (略)

(雑則)

第10条 (略)

別表(第5条関係)

補助基準

区分	基準単価	基準面積
新築	1平方メートル当たり12 5,000円	200平方メートル
増築		
改築		
増改築		
改造	手すり設置(屋内用) 手すり設置(屋外用) スロープ設置 その他	1個当たり15,000円 1個当たり45,000円 1平方メートル当たり12 5,000円
		二
		二
		二
		二

第9条 (略)

# 参考資料

○宗像市自治公民館建築補助金交付要綱

平成15年4月1日

告示第12号

改正 平成17年3月25日告示第35号

平成17年3月25日告示第37号

## (趣旨)

第1条 この告示は、地域のコミュニティの拠点施設である自治公民館（以下「公民館」という。）を整備充実するため、公民館の新築、増築、改築、増改築及び改造（以下「新築等」という。）に要する経費の一部を補助する自治公民館建築補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平17告示37・一部改正）

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに公民館を建てる（建替え等を含む。）ことをいう。
- (2) 増築 既設の公民館に増設して建てる（増築）ことをいう。
- (3) 改築 公民館の一部を除去して、引き続いてこれと同規模のものを建てる（改築）ことをいう。ただし、修繕等を除く。
- (4) 増改築 同一の公民館において増築及び改築を同時に行う（増改築）ことをいう。
- (5) 改造 高齢者、障害者等の使用に適するように公民館内の改造（改修）をすることをいう。

## (補助対象)

第3条 補助の対象となる公民館は、一の自治会（宗像市地区設置規則（平成17年宗像市規則第23号）別表の自治区域欄に掲げる各自治区域で、その区域を総轄する住民自治組織をいう。）につき1館とする。ただし、市長が歴史的経過その他相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

（平17告示35・一部改正）

## (補助基準)

第4条 公民館の新築等に対する補助基準は、次に定めるとおりとする。この場合において、補助金額を算定する面積は延床面積によるとともに、工事単価が第2号に定める基準単価を下回る場合は工事単価をもって基準単価とする。

- (1) 基準面積 200平方メートル
- (2) 基準単価 1平方メートル当たり125,000円

2 前項の補助対象となる工事は、建設工事及び電気、ガス、給水等の附帯工事とする。ただし、修繕等にかかる工事を除く。

## (補助金額)

第5条 公民館の新築に対する補助金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 申請をした面積（以下「申請面積」という。）が基準面積以下のときは、申請面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額とする。
- (2) 申請面積が基準面積を超えるときは、基準面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額に超過面積（新築等をした後の総面積から基準面積を引いた面積をいう。以下同じ。）に基準単価を乗じて得た額の10分の1の額を加えた額とする。

2 公民館の増築、改築、増改築及び改造（以下「増築等」という。）に対する補助金額は、次に定めるとおりとする。

(1) 増築等をした後の総面積が基準面積以下のときは、申請面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額とする。

(2) 申請に係る部分以外の面積（以下「申請以外の面積」という。）が基準面積未満であり、増築等をした後の総面積が基準面積を超えるときは、基準面積から申請以外の面積を引いた面積に基準単価を乗じて得た額の2分の1の額に超過面積に基準単価を乗じて得た額の10分の1の額を加えた額とする。

(3) 申請以外の面積が基準面積以上であるときは、申請面積に基準単価を乗じて得た額の10分の1の額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 公民館の新築等に係る事業収支予算書

(2) 公民館の新築等に関する事業計画書

(3) 公民館の新築等に関する設計書

(4) 公民館の平面図

2 前項の申請は、事業を実施しようとする前年度の10月31日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該公民館の工事が完了したときは、直ちに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平17告示37・旧第10条繰上）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に宗像市自治公民館建築補助規程（平成9年宗像市規程第1号）又は玄海町公民館施設の新築及び増改築等に対する補助金の交付に関する条例（昭和61年玄海町条例第5号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月25日告示第35号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日告示第37号）抄

この告示は、平成17年4月1日から施行する。